**からだほぐしの会　会員規約（案）**

１、（名称及び所在）

　　正式名称は、「からだほぐしの会」という。事務局は、代表　佐藤隆の自宅内とします。

２、（目的）

　　本会は、からだに関するすべての事柄、特に運動系（体を動かすこと）を通じて、元気に溌剌と日常生活を送れるようにし、かつ、会員の持っている能力（知識、経験等）をいかんなく発揮できるようにすることを目的とします。

３、（入会手続き）

　　本規約を承認し、体験会を受けたうえで、所定の入会申込書を提出した後、入会することができます。尚、入会金は別表に定めた金額とします。

４、（退会手続き）

　　退会する場合には、退会する旨を通知することとします。方法は、口頭、書面、電子メール等で構いません。

５、（除名）

　　本会は、会員が次に該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができます。

1. 会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
2. モラルを著しく逸脱し改善する意志を見せない場合
3. 運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけた場合

６、（会員種別）

　　会員は、「月２回会員」「月４回会員」「月８回会員」とします。また、入会を目的としないその場限りの会員を「ビジター会員」とします。

７、（会費）

会費は、月初めに、「会費納入袋」に納めることとします。会費は、別表に定めた金額とします。尚、会費の起算日は一日とします。

８、（休講と振替授業）

　　講師の都合や交通機関のスト、天災地変のためやむを得ず休講するときは、その都度振替授業日等を連絡します。尚、事情により振替ができない場合がありますがご了承ください。その場合には、会員種別に応じた会費の一回あたりの金額をご返金いたします。振替日を設定した場合には、ご返金には応じられませんので、ご了承ください。

９、（休校日）

　年末年始、GW期間、旧盆期間などの休校日は都度、ご連絡いたします。

10、（安全）

　教室内は禁煙です。非常口、避難経路などを事前に確認ください。災害が発生した場合は、講師の指示に従って行動してください。

11、（受講）

　皆さんが、気持ちよく受講できるように、以下の事項をお守りください。

　①　受講については、運動ができる服装（できれば長袖、長ズボン）でお越し下さい。

1. 長い髪は束ね、爪は短く切って清潔にしてください。
2. ブレスレット、時計など肌を傷つける可能性のあるものは外して下さい。
3. 汗を拭くタオル、水分補給のための水分をご用意ください。
4. 教室内での許可のない物品の販売や金品の徴収はお断りします。
5. 携帯電話のご使用はご遠慮ください。特段の用事がなければ電源オフとしてください。
6. 貴重品は各自で管理してください。紛失、破損、盗難などの物品事故については、損害賠償の責任は負いかねます。
7. 教室からの什器、道具、備品などの持ち出しは禁止です。
8. 教室内での写真撮影、録音、録画についてはご遠慮ください。ただし、内容によっては許可いたしますので、ご相談ください。
9. お子様連れの受講など受講生以外の方の同伴、ならびにペットの持ち込みは禁止です。ただし、お身体が不自由な場合の方の介助はその限りではありません。
10. 万が一、傷病発生のときには、応急処置をいたしますが、その以上の責任は負いかねますので、各自、健康管理には十分ご注意ください。また、はしかやおたふくかぜ、インフルエンザ等の感染症に感染された場合は、すぐにお知らせください。その場合には受講をいただくことができません。
11. 終了後は、参加者全員で必要に応じて清掃や備品の後片付け、原状復帰を行ってください。
12. 授業開始のおおむね１５分前から入室できます。尚、授業開始前の大きな声でのお喋りは厳禁とします。心と体を静めてお待ちください。
13. 教室は、体を整える場所、育む場所です。出入りの際には、「礼」を行います。また、履物もきちんと揃えます。

12、（入会のお断り）

　反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的活動に参加している方、または過去に反社会勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または反社会的活動に参加を有する方の入会申込はお受けできません。

　入会申込後に申込者が反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または、反社会的活動に参加している方、また、過去に反社会勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、または、反社会的活動に参加した経歴を有する事が判明した場合は、直ちに退会していただきます。その際には、会費に返金には応じられません。

13．（個人情報の取扱い）

　個人情報の秘密の保持をいたします。本人に無断で第三者にお教えすることはありません。ただし、会員の身体、生命に関わる緊急事態の場合は除きます。

※別表　３、入会金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入会金 | １，０００円 |  |

※別表　６、会費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月２回 | ３，０００円 | 入会後２ヶ月目までとする。以降は月４回ないしは８回へ移行することとする。 |
| 月４回会員 | ５，０００円 | 月に４回まで参加できる |
| 月８回会員 | ８，０００円 | 月に８回まで参加できる |
| ビジター会員 | ３，０００円 | 会員になることを目的としない参加。その場限りの会員 |
| 追加料金 | １，０００円/１回 | 月８回会員の追加料金は不要とする。 |

２０１４年４月１４日制定